

鹿児島市郷土芸能等保護事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郷土芸能等を保護するため、文化財の保存団体が行う郷土芸能等の保存及び振興活動に対し、予算の範囲内で補助金を交付するについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業対象者)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる要件に該当する文化財の保存団体で市長が適当と認めたものに対して交付するものとする。

- (1) 団体規約を有すること。
- (2) 人事、財政等団体の運営が健全かつ自主的に行われていること。
- (3) 郷土芸能の保存及び振興活動が実績を有すること。又は、無形の民俗文化財のうち文化財保護法（昭和25年法律第214号）第78条、鹿児島県文化財保護条例（昭和30年条例第48号）第25条及び鹿児島市文化財保護条例（昭和47年条例17号）第4条の指定を受けていること。
- (4) 本市内に事務局が置かれていること。
- (5) 郷土芸能等の保護事業に関し、この要綱に基づく補助金以外の補助金を本市から受けていないこと。
- (6) 営利、政治又は宗教を目的としていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助金の交付対象団体としない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしている法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助金の交付対象経費)

第3条 補助金は、次の各号に掲げる郷土芸能等の保存及び振興活動（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して交付するものとする。

- (1) 郷土芸能等に必要用具の補修等
- (2) 郷土芸能等の運営事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補助金等交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第1）
- (4) 第3条第1号に係る補助金については活動実績調書

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成元年9月13日から施行し、平成元年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。